

# 調布市国土強靱化地域計画の概要

## 1 計画策定の趣旨(P1~6)

市はこれまで「調布市地域防災計画」に基づき様々な防災・減災対策を行ってきた。本年度は、風水害対策等の強化を図るなど、地域防災計画の修正を進めている。更なる防災・減災対策の推進を図り、様々な自然災害から市民を守るため、調布市の防災上の脆弱性を明らかにした上で、財源の確保などに取り組みながら、脆弱性の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、国土強靱化基本法に基づき、「調布市国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 強靱化の目標と推進方針(P9~13)

### (1) 強靱化の目標(P9)

#### ① 4つの基本目標

防災・減災に向けた「強さ」と復旧・復興に向けた「しなやかさ」を併せ持ち、誰一人取り残されることのない、安全で安心して住み続けられるまちづくりを目指す。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

#### ② 8つの推進目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として次の8つの推進目標を設定した。

- 【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 【目標3】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 【目標4】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 【目標5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 【目標6】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 【目標7】制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 【目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### (2) 強靱化の推進方針(P9~13)

8つの推進目標を達成するための推進方針について、主なものを以下に示す。

#### 【目標1】

○住宅・建築物等の耐震化について、経済的負担の軽減や老朽マンションの建替え促進等、総合的に支援する。

○国、都、多摩川流域自治体と連携し、総合的な治水対策の取組を推進する。

#### 【目標2】

○感染症対策を反映した避難所運営マニュアルを作成するとともに、市と地域が連携した避難所運営訓練を継続的に実施し、避難所の開設・運営体制を強化する。

#### 【目標3】

○市の業務継続体制の継続的な見直しを行い、市の災害対応能力の改善、強化を図る。

#### 【目標4】

○避難所など防災拠点となる公共施設において、情報通信手段の多様化や、ハイブリット発電機等による停電時の非常用電源の確保に向けた取組を推進する。

#### 【目標5】

○市内中小企業の事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、事業者の事業継続力を強化する。

#### 【目標6】

○発災後も防災拠点となる公共施設の機能を維持するため、再生可能エネルギーの活用を含むエネルギーの多様化、燃料確保体制の確立等により、電力確保の安定化に向けた取組を推進する。

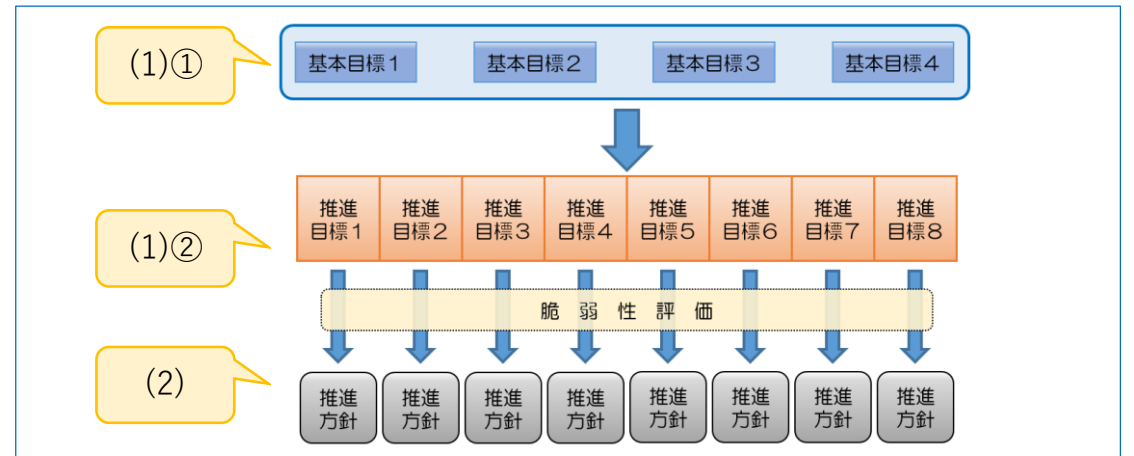
#### 【目標7】

○公共施設の防火対策として、定期的に施設利用者を含めた自衛消防訓練の実施や消防法に基づく消防用設備等点検を実施するとともに、継続的な維持保全に取り組むなど、ソフト、ハード両面の取組を実施する。

#### 【目標8】

○災害時に災害ボランティアが直ちに活動できるよう、ボランティアのコーディネートを行う人材の育成及びスキルを維持する対策を進める。

※計画の体系



## 3 計画の推進(P14)

### (1) 計画の推進

本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係団体等との連携のもと、組織横断的に取り組む。強靱化の具体的な取組については、強靱化に係る取組が位置付けられた地域防災計画などの諸計画のもとで、着実に推進していく。

### (2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等

- ① 効率的・効果的な施策の推進（ソフト対策とハード対策の適切な組み合わせ）
- ② 「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ
- ③ 平時における利活用（フェーズフリーやグリーンインフラ等の視点を踏まえた取組）

### (3) 進捗管理

P D C A サイクルによる関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管部局が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進める。本市だけでは対応できない事項については、国・東京都・関係機関などへの働きかけなどを通じ、事業の推進を図っていく。

### (4) 計画の見直し

市の基本計画及び地域防災計画との整合、取組の進捗状況の把握、社会経済情勢の変化、国計画（概ね5年ごとに見直し）や都計画との調和等を考慮し、必要に応じて見直しを図る。